

防衛大人権侵害裁判を支援する会 支援する会ニュース **第7号** 2018. 1. 15

発行 防衛大人権侵害裁判を支援する会

〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50エルビービル6階 福岡平和フォーラム内

TEL 092-633-3745 FAX 092-633-3310

Mail peace@fukuoka-forum.jp

第9回口頭弁論（被告「個人・国」連続審理）

第10回裁判は、いよいよ証人尋問へ！

防衛大人権侵害裁判第9回口頭弁論が12月11日（月）11時より福岡地裁301号大法廷で開かれました。裁判は被告国の教官、個人の被告たちの証人調べにむけ審理されました。今後、具体的日程調整が行われ、いよいよ次回第10回裁判は証人尋問が行われます。大変重要な裁判となります。皆様のご支援、ご協力をお願いします。

尚、参加者は79名、カンパ金は35,767円でした。カンパ金ありがとうございました。

■裁判報告会

裁判終了後、「日本基督教団福岡中部教会」（福岡市中央区赤坂）において行われました。報告会は、支援する会の末永節子さんの司会で進められました。

支援する会を代表して共同代表の石村善治さんより、「私には今までと違って裁判官が意欲的に感じられた。何とか我々の思いが裁判官に通じるように支援していきたい。皆様のご協力をお願いします。」と訴えがありました。続いて支援する会の前海満広事務局長より前回の報告会及び第2回総会の報告が行われ支援する会より10万円の支援カンパ金を確認するとともに石村代表より原告の母親に贈呈されました。

弁護団の報告は進行協議が行われており、到着後報告を頂くこととし、最初に木佐茂男弁護士より、裁判の意義・課題について問題提起を受け、会場からの報告、意見交換へと進められました。

発言は、①この裁判の経過、意義、課題などをまとめたものを作ってほしい、②自衛官募集に対して「さわぎり」人権侵害裁判を通しての問題点、③筑豊地域を中心として活動されている「たんぼぼの会」の活動報告、④裁判の意義をより広めるために「署名」などの活動が必要ではないか、またその問題点や課題等の意見、⑤高校に配られている「防衛大学の宣伝ビラ」の内容の問題点、自衛隊を憲法に明記する日本会議の動きの危うさ、⑥より広めるための支援する会活動の充実の必要性等々、活発に出されました。

裁判報告として、弁護団より、佐藤博文弁護士、赤松秀岳弁護士からそれぞれ行って頂き（次頁以降に紹介）質疑に入りました。

次回第10回裁判は、いよいよ証人尋問が行われます。大きな山場を迎えます。そのためにも法廷を埋め尽くし、関心の高さを示さなければなりません。支援者の皆さん、傍聴体制よろしくお願い致します。



いよいよ証人尋問へ！

弁護団・赤松秀岳弁護士



被告国の教官、それから個人の被告、元学生たちの証人調べに向け、具体的に日程調整がされつつあります。裁判所は前回に引きつづき教官についても、学生についても証人調べをやろうという方向で動いています。今日あらためて確認しました。

ただ、国側、個人の被告側は裁判所のいうことなので、面と向かって反論出来ないのが苦笑いしながら消極的なことを言ったりして少し先延ばしにかかっています。

一つやりとりを紹介します。Kという被告がいます。この被告は、原告に対して、原告の「服務規律違反」とされる件、防衛大の側により「許可をきちんと取らないで『帰省』をしたと服務違反とされる件」。(私はこのように言うことにしています。)をきっかけに、原告に「殴る・殴打する、その他の暴行等々やった」、そういう被告であります。

この被告は、航空自衛隊に入っているようです。アメリカで2年、3年訓練を受ける。一度入ると帰れない。試験の結果が2月末と言うことで、それまで日程が詰まっているとって逃げまわっている状況です。

今日は、弁護団の協力もあって、2月末で試験に合格したらアメリカに行って2、3年は帰れな

いなら、その前にやりましょうということをお願いして、裁判所がうまくそれに応えていただきまして、まず2月に被告Kの証人調べを先行してやるという方向になりました。まだまだ抵抗があると思いますが外堀は埋めつつあります。

被告Kに関連して、原告の「服務規律違反」とされる件について、その被告が中隊の学生長として教官に報告をしております。その教官がKS教官です。その教官が報告を受けて検察庁に残っている調書では、KS教官が事情を確かめて、きちんと原告に指導しとけとはっきり言っていますし、被告Kが指示された調書が残っています。ところが、KS教官は裁判が始まるやいなや「上申書」を出してきて、そんなことは言っていないとの文書を出してきました。

まず、K被告の裁判を先行させるということは、当然そのことについて聞きますから、国の代理人の方にも、ちゃんとその時にK被告が出てくるんだったら、反対尋問をした方が良くはないですか。原告の方が国に反対尋問を進めるなんて筋が違う話なんですけど、そういう話しをしました。すると国の方も今後、個人の尋問それから教官の尋問という点についてすることになり、こちらとしては陳述書を少しずつ出していくことになりました。

ただ、今後予断は許しません。スケジュールを含めて外堀を埋めていく考えです。大まかな日程ですが、5月にどの被告を証人尋問するか正式に決めて、そのあと教官の尋問が7月になるのではないかと。それまでに被告個人の尋問を少しずつやっていくというのが今日のまとめであります。

皆さん方が法廷にたくさん来ていただいているので、それが圧力になって少しずつ進んでいると理解しています。よろしくお願いします。

個人の証人尋問を先行 教官の証人尋問は7月以降か！

弁護士・佐藤博文弁護士



内容的には今後の進行について先の見通しが具体的になってきた期日となりました。

まず国の関係ですが法廷でやり取りしましたようにこちらの教官の証人申請に対して（6人の申請）、国側がそれについてどう対応するかという意見書をまとめるのに2か月以上かかるということで2月一杯というようなことを言いました。それで国の証拠調べについての方針が決まります。国側も証人としてやるのか、やらないのか。場合によっては国側からは申請しないけれども、原告の申請だけを採用するのか、いずれにしてもそうなってくると、国の証人の陳述書はそれからさらに、2か月ぐらいかかるという話です。そうすると4月ぐらいになります。裁判官はそのうえで証拠調べということになるから7月とか、何か月とか出てくるんです。ですから来年の7月以降ぐらいに証人尋問に入る、あるいは入る方向での進行ということが、おおむね法廷で話された内容です。

個人の関係は法廷ではたった一人の代理人しか来ていませんでしたので進行協議に委ねられました。結論的に申しますと、国より前に個人の関係について証拠調べをやれるところからやっ

ていこうという話になりました。

具体的には被告Kについて、留学をするというようなこともあるので、2月14日・20日・23日の3案をもとに本人の状況を確認して数日中に日程が決まります。最初の証人尋問が被告Kから始まります。

それからほかの証人調べをどうするのか期日の調整が色々あり、進行協議期日を2月6日に決めました。裁判官の話では個人の証人尋問をまずやって、そのあと教官の証人尋問をやると。教官にもよるのですが、教官として認識があったのかなかったのか、あったとするならばそれについてどういう指導をしていたのかなどが問題になります。そういう教官らの尋問が来年の7月以降入ってくることになります。

当事者が多いので何回も証拠調べをやらざるを得ないということになります。今日の弁論の中で、国側が今日の段階ではこちら6人の申請した教官について、法廷の場合でも進行協議の場合でも一切国の方は態度を明らかにしていません。刑事事件としての捜査も入っていますので、教官の当時の供述調書があるんですけども、この裁判でこちらが主張している事実、争点になっていることとの関係でやはり陳述書というのを出させたうえで尋問をする。そういう手順でいかざるを得ないということになります。

ですから教官については来年の4月とか5月中に採否がほしい国側の意見が出てそのあと陳述書ということになると来年5月ごろ、教官の証人尋問をやるのは7月以降という見通しになります。その前に個人の証人尋問はやり終えておきたい。こういうスケジュールを確認しました。

第10回裁判（口頭弁論）

この間の裁判経過

第1回裁判	審理	2016年5月23日(月)	福岡地裁303号法廷
第2回裁判	個人・国	2016年7月11日(月)	福岡地裁303号法廷
第3回裁判	個人・国	2016年10月4日(火)	福岡地裁303号法廷
第4回裁判	個人・国	2016年12月6日(火)	福岡地裁303号法廷
第5回裁判	個人・国	2017年3月6日(月)	福岡地裁301号法廷
第6回裁判	個人・国	2017年6月19日(月)	福岡地裁301号法廷
第7回裁判	個人	2017年9月4日(月)	福岡地裁301号法廷
第8回裁判	個人・国	2017年10月16日(月)	福岡地裁301号法廷
第9回裁判	個人・国	2017年12月11日(月)	福岡地裁301号法廷

●裁判期日及び報告会

第10回裁判は、はじめての証人尋問となります。現在、裁判官が被告との日程調整中で裁判期日及び時間も決定していません。近日中に決定されると思います。決定次第至急お知らせしますので傍聴体制よろしくお願ひします。尚、終了後、報告会も開催します。

日時－2月中に決定
法廷－福岡地裁法301号（予定）
★報告会／会場「未定」
※裁判終了後、直ちに移動。

*2月6日の進行協議で決定されます。

◆財政支援カンパ

*郵便振替 一口1,000円（何口でも可）
名称／防衛大人権侵害裁判を支える会
口座／01750-5-145369

*労働金庫

名称／防衛大人権侵害裁判を支援する会
事務局長 前海満広
口座／九州労働金庫福岡県庁前支店
6725504



「情報を共有」フェイスブックにアップ！
「防衛大人権侵害裁判を支援する会」で検索